

法人様向け総合案内



仕事の発注から代金のお支払いまで

- 1 担当事務所までお気軽にお電話ください。
- 2 発注内容をお聞きし、作業内容確認の後、見積を提出します。(無料)
- 3 正式な発注をいただき、契約となります。
- 4 契約内容に従い、会員が就業します。
- 5 会員の作業が完了します。
- 6 会員の就業実績に基づき、請求書(振込依頼書)を送ります。
- 7 請求内容をご確認のうえ、代金を指定口座へお振り込みいただきます。

※危険、有害な仕事や高所での作業等はお断りさせていただいています。

センターをご利用いただくメリット

多様なニーズに対応

必要な時季や時間帯、業務に対し、柔軟に対応します。
ご依頼から紹介まで、多様なニーズに対応いたします。

豊富な人材

登録会員や就業を希望するシニア世代から、ご要望にあった人材をご紹介します。

安価な料金

雇用契約でないため、社会保険・労働保険等の費用負担は発生しません。
※職業紹介は除きます。

事務所のご案内

神奈川事務所

担当：鶴見区・神奈川区・旭区・瀬谷区・保土ヶ谷区

〒221-0063 神奈川区立町20-1

TEL:045(402)4832

FAX:045(402)4835

ysckanagawa@yokohamacity-silvercenter.or.jp

南事務所

担当：西区・南区・戸塚区・港南区・泉区

〒232-0041 南区睦町1-15-15 睦町市街地住宅2階

TEL:045(721)0600

FAX:045(721)0722

yscmihami@yokohamacity-silvercenter.or.jp

磯子事務所

担当：磯子区・金沢区・栄区・中区

〒235-0045 磯子区洋光台5-7-5

TEL:045(832)3511

FAX:045(831)3281

yscisogo@yokohamacity-silvercenter.or.jp

緑事務所

担当：緑区・青葉区・都筑区・港北区

〒226-0019 緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり2階

TEL:045(935)0677

FAX:045(935)0688

yscmidori@yokohamacity-silvercenter.or.jp

本部

事務所を統括しています

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 オフィスタワー13階

yschonbu01@yokohamacity-silvercenter.or.jp

TEL:045(847)1800

FAX:045(847)1716

シルバー人材センターとは

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国や横浜市の支援により運営している公益法人です。

当センターでは、企業・個人家庭・公共機関等から高齢者に適した臨時的かつ短期的又は、その他の軽易な仕事を引き受け、これを会員に提供しています。

当センターは、1980年10月横浜市が設立し、これまで多くの市民の皆様や関係団体のご支援のもと運営してまいりました。現在は港南区にある本部のほか、会員の活動やお仕事の受注の窓口として4か所の事務所を配置しています。

当センターは企業、個人家庭、公共機関等から高齢者に適した臨時的かつ短期的（おおむね月10日程度以内）またはその他の軽易な仕事（おおむね週20時間を超えないことを目安）をお引き受け、仕事の内容に合わせた就業形態で会員に提供しています。
ご依頼を受けた仕事はセンターが責任をもって会員を通して遂行します。

【会員とは】

市内在住のおおむね60歳以上で、働く意欲のある方が、シルバー人材センターの事業趣旨に賛同し会員として登録しています。

【センター独自の取組み】

さまざまな仕事に応えられるよう各種技能講習会や接遇研修等を開催し、会員の技能及び顧客満足度向上に努めています。

仕事の分野

屋内外軽作業

- ビル・マンション・事務所等での清掃
- スーパー・ホームセンター等での作業
- 包装、梱包
- 除草、草刈り



福祉・家事サービス

- 家庭内の掃除・洗濯・食事の支度
- 子どもの見守り
- 介護保険対象外の介護補助
- 話し相手



技能

- 植木の手入れ
- 大工仕事（小破修繕）
- 障子・襖の張り替え
- DIY



配布

- 民間チラシ・広報等のポスティング



事務整理

- 封入・シール貼り
- 書類・伝票整理
- パソコン入力
- 賞状筆耕（全文書き、部分書き）
- 毛筆宛名書き



専門技術

- 各種講座講師
- パソコン指導



独自事業・地域貢献事業

- ちょこっとサポート
- こども☆おさらい教室
- シルバーマルシェ
- 空き家管理



施設管理

- 駐輪場・駐車場の管理



契約について

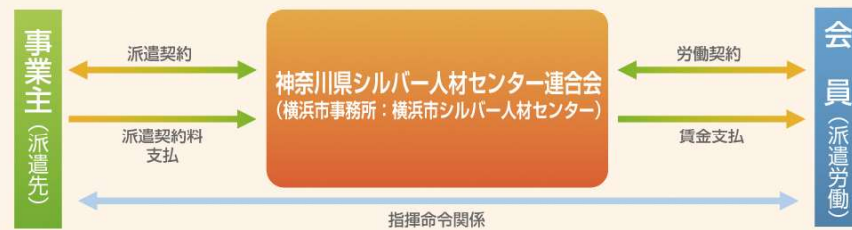
① 請負・委任事業

この場合、会員と発注者・センターの間には雇用関係はありません。したがって、労災（労働者災害補償保険）等の社会保険の適用はありません。また、仕事に関する発注者からの直接的な指揮命令も受けません。



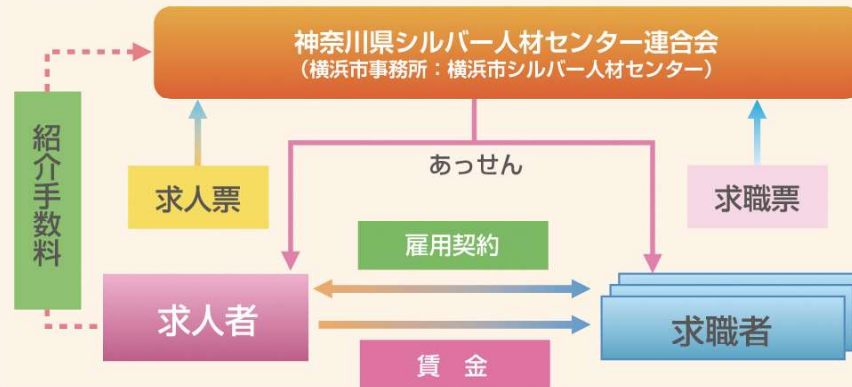
② 労働者派遣事業

シルバー派遣事業で働く場合は、会員は労働契約により、派遣労働者として神奈川県シルバー人材センター連合会に雇用され、就業場所である会社などに派遣されて、その派遣先の指揮命令を受けて業務に従事します。



③ 職業紹介事業

職業紹介事業とは一定期間「アルバイト」や「パート社員」を採用したい事業所等に「雇用関係」を結ぶことを条件に人材を紹介します。



契約方式比較

就業形態	雇用関係	混在就業	指揮命令	運転業務	手数料 (会員に支払う配分金(賃金) に対して)
委託(請負・委任)	×	×	×	×	20%
労働者派遣	×	○	○	×	20% (+消費税)
有料職業紹介	○	○	○	○	11% × 6ヶ月

2024年7月現在

※一人あたりの就業の目安は、おおむね月10日程度以内または、週20時間を超えないことを目安、それを超える規模であっても、ワークシェアリング（複数の会員を紹介）で対応します。

※港湾運送業務、建設業務、その他高齢者に適さない危険を伴う業務は対象外です。

※労働者派遣および有料職業紹介については、一部業種に限り、一人あたり週40時間での就業が可能です。